

平成24年12月14日

1. 出席議員

議長 杉原豊喜
1番 朝長 勇
3番 上田雄一
5番 山口良広
7番 宮本栄八
9番 石橋敏伸
11番 上野淑子
14番 末藤正幸
16番 小柳義和
19番 山口昌宏
21番 牟田勝浩
23番 黒岩幸生
26番 江原一雄

副議長 山崎鉄好
2番 山口 等
4番 山口裕子
6番 松尾陽輔
8番 石丸 定
10番 古川盛義
12番 吉川里己
15番 小池一哉
17番 吉原武藤
20番 川原千秋
22番 松尾初秋
24番 谷口攝久

2. 欠席議員

25番 平野邦夫

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長 筒井孝一
次 長 松本重男
議事係 長 川久保和幸
議事係 員 江上新治

4. 地方自治法第121条により出席した者

市		長	樋	渡	啓	祐
副	市	長	前	田	敏	美
教	育	長	浦	郷		究
政	策	部	角			眞
つ	な	が	宮	下	正	博
營	業	部	森		孝	畑
營	業	部	北	川	政	次
く	ら	し	山	田	義	利
こ	ど	も	蒲	原	惠	子
ま	ち	づ	石	橋	幸	治
山	内	支	成	松		薫
北	方	支	坂	口		勉
会	計	管	浦	川	正	盛
教	育	部	古	賀	雅	章
教	育	部	白	濱	貞	則
水	道	部	松	尾	満	好
総	務	課	中	野	博	之
財	政	課	水	町	直	久
企	画	課	平	川		剛
選	挙	管	末	藤	彰	彦
監	査	委	森		博	文
農	業	委	田	代	昌	三

議 事 日 程 第 6 号

12月14日（金）10時開議

日程第1	第76号議案	平成23年度武雄市一般会計決算認定について（一般会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第2	第77号議案	平成23年度武雄市国民健康保険特別会計決算認定について（一般会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第3	第78号議案	平成23年度武雄市後期高齢者医療特別会計決算認定について（一般会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第4	第74号議案	平成23年度武雄市水道事業会計決算認定について（特別会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第5	第75号議案	平成23年度武雄市工業用水道事業会計決算認定について（特別会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第6	第79号議案	平成23年度武雄市農業集落排水事業特別会計決算認定について（特別会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第7	第80号議案	平成23年度武雄市公共下水道事業特別会計決算認定について（特別会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第8	第81号議案	平成23年度武雄市戸別浄化槽事業特別会計決算認定について（特別会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第9	第82号議案	平成23年度武雄市土地区画整理事業特別会計決算認定について（特別会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第10	第83号議案	平成23年度武雄市競輪事業特別会計決算認定について（特別会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第11	第84号議案	平成23年度武雄市給湯事業特別会計決算認定について（特別会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第12	第85号議案	平成23年度武雄市新工業団地整備事業特別会計決算認定について（特別会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第13	第88号議案	専決処分承認について（平成24年度武雄市一般会計補

		正予算（第8回））（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第14	第89号議案	武雄市農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例（質疑・建設常任委員会付託）
日程第15	第90号議案	佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合格約の変更に係る協議について（質疑・総務常任委員会付託）
日程第16	第91号議案	佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る協議について（質疑・福祉文教常任委員会付託）
日程第17	第92号議案	平成24年度武雄市一般会計補正予算（第9回）（質疑・所管常任委員会分割付託）
日程第18	第93号議案	平成24年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）（質疑・福祉文教常任委員会付託）
日程第19	第94号議案	平成24年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）（質疑・建設常任委員会付託）
日程第20	第95号議案	平成24年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）（質疑・建設常任委員会付託）
日程第21	第96号議案	平成24年度武雄市戸別浄化槽事業特別会計補正予算（第1回）（質疑・建設常任委員会付託）
日程第22	第97号議案	平成24年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1回）（質疑・建設常任委員会付託）
日程第23	第98号議案	平成24年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第2回）（質疑・産業経済常任委員会付託）
日程第24	第99号議案	平成24年度武雄市水道事業会計補正予算（第1回）（質疑・建設常任委員会付託）
日程第25	第100号議案	市営和田住宅建替2号棟建設工事請負契約の締結について（質疑・建設常任委員会付託）
日程第26	第101号議案	武雄小学校校舎・給食室改築工事請負契約の締結について（質疑・福祉文教常任委員会付託）
日程第27	第102号議案	財産の取得について（質疑・福祉文教常任委員会付託）
日程第28	第103号議案	武雄市図書館・歴史資料館設置条例の一部を改正する条例（質疑・福祉文教常任委員会付託）
日程第29	第104号議案	平成24年度武雄市一般会計補正予算（第10回）（質疑・福祉文教常任委員会付託）

日程第30	報告第10号	専決処分の報告について（質疑）
日程第31	報告第11号	専決処分の報告について（質疑）
日程第32	報告第12号	専決処分の報告について（質疑）
日程第33	請願第3号	集中豪雨で部分的に冠水する市道の改良工事請願書（趣旨説明・質疑・建設常任委員会付託）

開 議 10時

○議長（杉原豊喜君）

皆さんおはようございます。前日に引き続き本日の会議を開きます。
市長から提出されました第103号議案、第104号議案を追加上程いたします。
日程に基づき、議事を進めます。

日程第1～第3 第76号議案～第78号議案

日程第1．第76号議案 平成23年度武雄市一般会計決算認定についてから日程第3．第78号議案 平成23年度武雄市後期高齢者医療特別会計決算認定についてまでの3議案を一括議題といたします。

審査終了に基づく一般会計等決算審査特別委員長の審査の経過及び結果について、報告を求めます。松尾陽輔一般会計等決算審査特別委員長

○一般会計等決算審査特別委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。一般会計等決算審査特別委員会の審査報告を申し上げます。

平成24年9月武雄市議会定例会において、本特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付されました決算認定議案については、平成24年11月5日から7日までの3日間にわたり慎重に審査をいたしました。

付託されました3議案、1つ目に第76号議案 平成23年度武雄市一般会計決算認定について、2つ目に第77号議案 平成23年度武雄市国民健康保険特別会計決算認定について、3つ目に第78号議案 平成23年度武雄市後期高齢者医療特別会計決算認定について、以上の3つの事件につきましては、慎重審査の結果、いずれも賛成多数で原案どおり認定すべきものと決定をいたしました。

なお、審査の過程においては各委員から執行部に対して意見が出され、集約をさせていただきましたので、御報告をさせていただきます。

1つ目に、決算審査の経緯を踏まえて、事業の内容等については今後とも研究、検討を重ねられたい。2つ目に、決算審査の経緯を踏まえて今後の予算編成に反映をさせられたい。3つ目に、社会的な問題、課題等については今以上に積極的に対策を講じられたい。最後に4つ目、収納率のさらなる向上に努められたい。

以上で報告を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

特別委員長に対する一括質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとに行います。

最初に、第76号議案 平成23年度武雄市一般会計決算認定について討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

26番江原議員

○26番（江原一雄君）〔登壇〕

第76号議案、一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論を申し上げます。

まず1つに、歳入の点におきまして、物品売払収入で399万6,000円、旧市民病院の医療機器の売却であります。財産の処分の方針を、帳簿価格を定額法から定率法に変えて売り払いを算定されました。1億5,631万3,629円を3,995万6,517円で売却をされました。第2点に、新幹線建設負担金が諫早―武雄温泉間の建設費用負担1割の地元負担分の2,290万円が支出をされました。3つ目に、滞納整理指導委託料として120万円支出されました。また、佐賀県滞納整理推進機構負担金として20万円を支出されております。

このような支出について、補正予算等、討論の中でも反対を申し上げましたが、本決算に当たりまして、支出には同意できないことを申し上げたいと思います。

さらに、市政運営の中で、1つ目に、昨年11月末、市長は震災がれき受け入れを市長として表明されました。しかし、12月定例議会の一般質問の中で受け入れをしないと表明されました。この一連の経過は、みずから招いた結果であったと言わざるを得ません。地元への説明や広域圏組合を構成する市町の責任者を飛び越えたことが招いた結果であり、本人も人心修養に努めたいと当時申されたことは肝に銘じるべきであります。（発言する者あり）

第2に、平成24年、ことし1月23日、また3月22日、企業訪問として東京CCCとの話し合いを市長独断専行で進めておられたことが後でわかりました。現在、図書館問題で市民の世論を二分する行為だったと指摘するものであります。

こうしたことを申し述べ、本決算についての反対の討論を申し上げます。

以上です。（「うそつき」と呼ぶ者あり）もう少し品位を持ちなさい。

〔市長「えすかね。はめられた、また。怖い怖い」〕

○議長（杉原豊喜君）

11番上野議員

○11番（上野淑子君）〔登壇〕

おはようございます。平成23年度の一般会計の決算認定について、賛成の立場より討論させていただきます。

この23年度の一般会計につきましては、議会において多数において可決されております。委員長の報告にありましたように、多々指摘はされたものの、執行部におかれましては懸命なる努力と細部にわたる努力をなされておるのは私たちもわかります。今年度はこの決算を受けて、23年度の決算を受け、国保への5,000万円の繰り入れが考慮されております。いろんな努力、工夫がされ、我々市民にとって効率のよい会計をと努力されていることを認めております。

よって、私はこの一般会計の決算については賛成の立場でおります。どうぞ議員の皆様の賛成の御賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに討論ございませんか。23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕

ほかに反対ございませんので、賛成の立場から討論をしたいと思います。

実は私、決算委員でございまして、決算委員会の中では反対討論がなかったんですね。議長もよく言われますように、反対討論がないときには委員長は非常に困るんですね。討論の前に反対の意見を出すと。そしたら、委員長はなるだけ採決しなくていいように、お互いの意見を聞いて修正すべきときは修正する。あるいは、決算の場合は特に、もし問題があった場合は執行部に対して意見を言う。執行部も、それに対してわかったということになれば、それが認定につながっているいろいろするわけでございますけれども、頑として聞かれなかったわけでございます。委員長は何度も促しました。まして、執行部の市長も同席でございましたので、市長はぜひ言ってくれと、やっぱり参考になるんですからね。それに対しても言われなかったわけでございます。

中身に入ります。がれき問題をここで今言われたわけでございますけれども、がれき問題については皆さん明らかなように、これは放射性物質を含んでいるかもしれない、これが大問題だったわけでございますし、私はこのことについても何回となく一般質問で通告しておりましたですね。市長が明確な姿勢を出されたのは、がれき受け入れの条件として、国が放射性物質に対してはちゃんとした基準を出すこと、万が一、放射性物質が出たときには引き取ること、その上に立ってのがれき受け入れと言われたのは皆さん承知のとおりだと思います。だから、勝手に持ってきて勝手につぶれたのではございません。国が明確な態度を示さなかったわけでございます。

それからまた、CCCの独断専行。まだまだ言われるかと大変情けないんでございますけ

れども、6月定例議会、あるいは9月定例議会で申しましたように、執行権なんですね。市長は1つのことを決めてくる。これは独断専行でも何でもなし、執行権の範囲なんですよ。そしてその後に、教育問題であれば教育長と話を、教育委員会と話を。そしてその後、最後に市民の代表の議会に対して意見を求める、これが自然の姿なんですね。独断専行と言え、何も今からできないわけではございません。ここで市長の足をくくるじゃなくて、もっともっと大いに動いてもらう、これこそ我々議会の逆の意味での役目ではなからうかと。それは、我々はちゃんとそのフィルターといいますか、精査できる自信があれば市長が何をしてもいいわけではございません。むしろ動いてほしい。これは病院問題のときつくづくですね、私は後で大きく反省しました。和自とひつついたやないか、「出来レース」やないかと大分やられました。「出来レース」の疑いと言え、まだいいよということで、懲罰問題にも発展しました。よくよく今考えてみれば、和自と言わず、徳洲会と言わず、いろんな病院と当たってきて、一番いいのをここに持ってきてくれる、これが私は執行部の姿だと今は思っております。

今後とも、執行部におかれましては前を向いて、市民のためになるということであれば、この前、一般質問で言いましたように、タブーをなくして、そして、武雄市民のためになることであれば、たとえ苦しいことであっても頑張ってくださいますよう注文というですかね、お願いいたします、私の賛成討論といたします。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第76号議案を採決いたします。

本案は起立により採決を行います。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第76号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第77号議案 平成23年度武雄市国民健康保険特別会計決算認定について討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

26番江原議員

○26番（江原一雄君）〔登壇〕

第77号議案、武雄市国民健康保険特別会計決算について、反対の立場で討論を申し上げます。

23年度国保会計は、歳入60億3,883万4,310円、歳出64億4,691万2,553円となっています。そのため、翌年度繰上充用金4億807万8,243円繰り上げて決算がなされました。本当に国保会計の加入者の皆さんの脆弱な財政基盤のもと、苦しい国保会計の現状は、私自身、議員にとっても本当に大変な問題であります。

そうした認識のもと、数字上の問題の認定とあわせてですけれども、この現状をどう解決するかという点で、国が示す基本方針として、平成29年度を目指して国が進める国保の運営を、市町単位から県単位、平成29年度を目指して移行することを協議する佐賀縣市町国民健康保険広域化連携会議が取り組まれています。しかし、この取り組みは、広域化しても脆弱である市の国保財政の基盤を強くすることにつながらないのではないかと思うところであります。

国保法の第1条の目的であるこの法律は、「国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。」と定めておられます。国民健康保険は社会保障制度であります。この法の趣旨に立つべき、国保会計のあり方になるべき、安心して市民が国保税を納め、国民皆保険制度として守られていかれることを強く求め、この国保会計に対しての、そうした立場で市政が取り組む課題を申し述べ、反対の討論とするものであります。

〔19番「反対討論になっとらんたい、それは。そがんとのああもんや。でたらめやんもん」〕

〔市長「しかも、勉強不足」〕（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

21番牟田議員

○21番（牟田勝浩君）〔登壇〕

賛成の立場で討論させていただきます。

先ほどの反対討論、まことにもって、もうわけわからなかったですね。

今度の会計で反対の理由、4億円繰り入れでやったと。これは、この国保会計を守るため、この後の基盤を守るために、知恵を出し合って、皆さんそういう必要性があるということで作られて、この議会でも出ました。このところだけじゃなくて、国の制度のこと、現状をどう解決していくか、そのために一生懸命、皆さん頑張っていると思います。例えば後期高齢者、同じようにいろんな問題を抱えていますけれども、需要があるから、それだけ値上げしなきゃいけないとか、いろんなところで徐々に国民の負担、市民の負担を減らすように解決に向けて皆さん頑張っておられます。

さっきからおっしゃっていました脆弱な地方の財政基盤をと。広域化にするのは、その脆弱な財政基盤を何とかするために広域化すると。平成29年、国のっておっしゃいますけれども、今は市の決算でございます。市の決算の部分で、これは特に党の方向性以外には考えられず、我々は武雄市の国保会計ということで決算認定を行っております。

さらに、その国保会計の内容自体には何ら不備見当たらず、さらに努力の跡が見られることは明白でございます。

以上をもちまして、皆様方の賛成の御賛同をお願いしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第77号議案を採決いたします。

本案は起立により採決を行います。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第77号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第78号議案 平成23年度武雄市後期高齢者医療特別会計決算認定について討論を求めます。討論はありませんか。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

26番江原議員

○26番（江原一雄君）〔登壇〕

第78号議案、武雄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、反対の立場で討論を申し上げます。

平成20年度から開始されたこの後期高齢者医療特別会計、加入者を75歳でくくるこの制度は当初から大きな批判がありました。この間、時の政府も廃止するとしながら4年間も継続して進めてこられました。そういう意味で、この特別会計は、市町は県一本の制度のもと加入金を集め、その支出で佐賀県一本で運営をされております。

私は、この後期高齢者医療特別会計制度そのものが当初から反対の立場で、反対の理由については申し述べませんでしたけれども、本来、この後期高齢者医療特別会計については国の責任が問われておりますけれども、市として、この後期高齢者医療制度、国民、市民の期待に応えるためには、国の責任を強く申し述べ、この本特別会計の制度そのものが直ちに廃

止されることを強く求め、反対の討論とするものであります。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

ほかに討論ございませんか。23番黒岩議員（発言する者あり）静かに、静かに。討論を始められますので、静かにしてください。

○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕

論点の違いといいますかね、こういうのも実際は決算の中でいろいろ話をしたいもんでございますけれども、まず、皆さんよく思い出していただきたいと思うんですね。今の2つの討論の中でわかりますように、統一することに反対か賛成か、全国的にね。これがもし全国的に国保が一本化すれば、それは老人が多かっても少なかっても問題ないと思うんですね。

老人保健医療制度、まず、皆さんこれがなぜできたと思いますか。後期高齢者の前ですよ。例えば、佐賀県は非常に老人が多いということになれば国保税は高いわけですね。特にうちは産炭地の町でございましたので、大町、そして北方というふうに並んでおりました。そしたら、閉山のとき、大町なんかは特に若い人たちは出てしまったんですね。年寄りばかり残っていた。そして、失業者が国保に入る。一番高いんですね。だから、大町だけは3方式にできなかったんですよ。3方式、皆さんわかっですよね。4方式なんですよ。

なぜか。3方式にすれば余りに率が高くなるからですね。医療費は現金ですね。税金は率で取りますので、同じ金を取るにも、低所得者であれば率を上げなければならぬんですね。ということで、どうしても資産割が外せないということで、所得割が上がりますから非常に大町は悩まれた。佐賀と比べて大分違うでしょう。鳥栖と比べ違うでしょう。そしたら、県内一緒になってくれれば、それは老人を分けなくてもいいんですよ。だから、後期高齢者医療制度、結果的には今、江原議員が言うたことわかりませんが、国が金を出さんということで問題になりますけれども、やはり多額にかかるお年寄りをほかに置いて、そして、そこに手厚く手当てをしていくと、これが本来の姿であるし、そういう姿でなければならぬですね。

繰り返しますけれども、日本国全体が一本の国保であれば、その中にお年寄りがいてもそう問題ない。しかし、老人加入率が全然違う町村が、金額が違っては大変だということで分けているわけですからね。

私が昭和50年に議員になったときには、1割の老人加入に対して4割の老人保健と言いました。4割の医療費を老人が食っていたんですね。今、逆転していますよね。医療費を払わなくていいのであれば、どういうこともできますよ。しかし、お医者さんに待ってくれとは言えません。今のこの日本の制度の中、いい悪いは別として、制度の中でじゃあ武雄はどうやっていくかと、先ほど牟田前議長さんが言われたようにね。それは制度に対して腹いっぱい言うのはいいですけども、じゃあ武雄はどうやっていくのか、どういうふうに決算を見ていくのかというのが大事だと思うんですね。

昔、北方のあれですけど、老人保健のとき、案分率を入れることによって、私が聞いたのは、じゃあ北方はどがんなあやと聞いたんです。北方は老人保健で安くなったんですよね。だから、高くなったところもあるんですよ。プラス・マイナス・ゼロですからね。そういう中で、より平等に、より負担をとということで国は考えたけど、なかなか金を出さないという現実があって、皆さんの目は——今、選挙はありますけどね、ここに向かってやっていくべきであって、武雄は武雄として成立しなけりゃならないという苦言を申し上げまして、賛成討論といたします。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第78号議案を採決いたします。

本案は起立により採決を行います。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第78号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

日程第4～第12 第74号議案～第85号議案

日程第4. 第74号議案 平成23年度武雄市水道事業会計決算認定についてから日程第12. 第85号議案 平成23年度武雄市新工業団地整備事業特別会計決算認定についてまでの9議案を一括議題といたします。

審査終了に基づく特別会計等決算審査特別委員長の審査の経過及び結果について、報告を求めます。松尾初秋特別会計等決算審査特別委員長

○特別会計等決算審査特別委員長（松尾初秋君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。特別会計等決算審査特別委員会の審査報告を申し上げます。

平成24年9月武雄市議会定例会において、本特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付されました決算認定議案について、平成24年11月12日から14日まで3日間にわたり慎重審査をいたしました。

付託された9つの決算認定議案の第74号議案 平成23年度武雄市水道事業会計決算認定について、第75号議案 平成23年度武雄市工業用水道事業会計決算認定について、第79号議案

平成23年度武雄市農業集落排水事業特別会計決算認定について、第80号議案 平成23年度武雄市公共下水道事業特別会計決算認定について、第81号議案 平成23年度武雄市戸別浄化

槽事業特別会計決算認定について、第82号議案 平成23年度武雄市土地区画整理事業特別会計決算認定について、第83号議案 平成23年度武雄市競輪事業特別会計決算認定について、第84号議案 平成23年度武雄市給湯事業特別会計決算認定について、第85号議案 平成23年度武雄市新工業団地整備事業特別会計決算認定について、以上の9つの事件につきましては、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において各委員から執行部に対して意見が出され、集約しましたので、御報告いたします。

全体的なものとしては、事業の推進に当たっては財政的、長期的な展望に基づいて計画的に行うように努められたい。

そして、個別には、第74号議案、水道事業会計については、必要水量に基づき水資源の効率化を図り、あわせて老朽管については計画的な改修に努められたい。

第75号議案、工業用水道事業会計については、販路拡大に努められたい。

第79号議案、農業集落排水事業、第80号議案、公共下水道事業、第81号議案、戸別浄化槽事業特別会計については、使用料金については公平性を鑑み、見直しをされた上で接続率の向上に努められたい。

第82号議案、土地区画整理事業特別会計については、遅延を招かないように着実な事業の推進に努められたい。

第83号議案、競輪事業特別会計については、売上増並びに収益確保に努められたい。

第84号議案、給湯事業特別会計については、販路拡大に努められたい。

第85号議案、新工業団地整備事業特別会計については、企業誘致の推進に努められたいなどの意見が出ました。

以上で報告を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

特別委員長に対する一括質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとに行います。

最初に、第74号議案 平成23年度武雄市水道事業会計決算認定について討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第74号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第74号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第75号議案 平成23年度武雄市工業用水道事業会計決算認定について討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第75号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第75号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第79号議案 平成23年度武雄市農業集落排水事業特別会計決算認定について討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第79号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第79号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第80号議案 平成23年度武雄市公共下水道事業特別会計決算認定について討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第80号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第80号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第81号議案 平成23年度武雄市戸別浄化槽事業特別会計決算認定について討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第81号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第81号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第82号議案 平成23年度武雄市土地区画整理事業特別会計決算認定について討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第82号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第82号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第83号議案 平成23年度武雄市競輪事業特別会計決算認定について討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第83号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第83号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第84号議案 平成23年度武雄市給湯事業特別会計決算認定について討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第84号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第84号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第85号議案 平成23年度武雄市新工業団地整備事業特別会計決算認定について討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第85号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第85号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

日程第13 第88号議案

日程第13. 第88号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

第88号議案 専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

平成24年度武雄市一般会計補正予算（第8回）を専決処分いたしましたので、その内容について御説明申し上げます。

今回の専決では、衆議院の解散に伴う選挙費用について早急に対応するため、所要の経費を専決処分いたしております。

議案書の1ページをごらんください。

第1条の（歳入歳出予算の補正）では……

〔市長「「ゆっくりしゃべらんば」〕

はい。（歳入歳出予算の補正）では、歳入歳出にそれぞれ2,689万1,000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ233億5,837万9,000円とするものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしく御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第88号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よつて、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。本案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第88号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よつて、第88号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第14 第89号議案

日程第14. 第89号議案 武雄市農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。石橋まちづくり部長

○石橋まちづくり部長〔登壇〕

第89号議案 武雄市農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

今回の条例改正は、下水道事業として2つの違つた料金体系になっていたものを、今回、公共下水道と戸別浄化槽の料金体系に農業集落排水の使用料を統一するものであります。

経緯について御説明申し上げますと、平成18年3月に1市2町で合併を行いましたがつ、農業集落排水の使用料については、合併前のそれぞれの市町での料金体系のままとしておりました。平成20年4月から農業集落排水の使用料の統一を行い、各市町の料金水準を平均した形での料金体系としていたところでございます。

今回、合併して7年を経過することから、武雄市の下水道事業として使用者負担の公平性という見地から3つの事業の料金を統一したく、農業集落排水条例の一部改正を提案いたします。

なお、施行につきましては平成25年4月から適用し、5月から徴収することになります。

以上で補足説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第89号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第15 第90号議案

日程第15. 第90号議案 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更に係る協議についてを議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

第90号議案 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更に係る協議について補足説明を申し上げます。

議案書の4ページでございます。

神埼地区消防事務組合が解散することに伴い、組合規約に基づき議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第90号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第16 第91号議案

日程第16. 第91号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る協議についてを議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。山田くらし部長

○山田くらし部長〔登壇〕

第91号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る協議について御説明を申し上げます。

議案書の6ページから7ページでございますが、外国人登録法が廃止され、住民基本台帳法が一部改正されたことに伴いまして、佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更の必要が生じたので、議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第91号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第17 第92号議案

日程第17. 第92号議案 平成24年度武雄市一般会計補正予算（第9回）を議題といたしま

す。

提出者からの補足説明を求めます。角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

第92号議案 平成24年度武雄市一般会計補正予算（第9回）について補足説明を申し上げます。

今回の補正では、事業費の確定見込みによる予算の調整や一般職員の異動等に伴う人件費の補正のほか、9月補正後に生じた事由により早急に対応が必要となったものについて、所要の額をお願いいたしております。

補正予算書の1ページをごらんください。

第1条の（歳入歳出予算の補正）では、歳入歳出にそれぞれ1億8,968万6,000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ235億4,806万5,000円とするものでございます。

第2条（地方債の補正）では、予算書6ページの第2表地方債補正のとおり、基幹水利施設ストックマネジメント事業等の事業費の変更に伴う借入限度額の変更をお願いいたしております。

それでは、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

補正予算説明書(7)ページをごらんください。

第2款．総務費、1項．総務管理費、8目．諸費では、武雄市空き家等の適正管理に関する条例の平成25年1月1日施行に伴う空き家等の対策に要する経費をお願いいたしております。

(14)ページをごらんください。

4款．衛生費、1項．保健衛生費、4目．環境衛生費では、住宅用太陽光発電システム設置費補助金の40件分の追加費用をお願いいたしております。

(17)ページをごらんください。

8款．土木費、3項．河川費、1目．河川維持費では、被災した急傾斜地指定箇所の復旧及び崩壊防止に要する追加経費をお願いいたしております。

(22)ページの10款．教育費、5項．社会教育費、3目．文化財保護費では、武雄温泉楼門の保存修理に対する補助金などをお願いいたしております。

以上、歳出の主なものについて申し上げましたが、これらを賄う財源として、分担金及び負担金124万2,000円、国庫支出金1,699万2,000円、県支出金1,592万7,000円、繰入金1億6,000万円、諸収入212万5,000円を計上いたしております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第92号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は所管の常任委員会に分割付託をいたします。

なお、付託区分については、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第18 第93号議案

日程第18. 第93号議案 平成24年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。山田くらし部長

○山田くらし部長〔登壇〕

第93号議案 平成24年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について御説明いたします。

23年度決算に伴いまして返還金が生じたので、その返還金や高額医療共同事業による拋出金等の増加が見込まれますので、そのような内容で補正をお願いするものでございます。

補正予算書の1ページ及び2ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額に1億1,098万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ69億6,821万2,000円とするものでございます。

内容につきましては、次からの補正予算説明書のとおりでございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第93号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第19 第94号議案

日程第19. 第94号議案 平成24年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。石橋まちづくり部長

○石橋まちづくり部長〔登壇〕

第94号議案 平成24年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）について補足説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、国道35号歩道整備関連の支障物件移転に伴います工事請負費の増額と、それに伴う受託事業収入の増、あわせて昨年発生いたしました落雷修繕に係る損害共済金の増額などをお願いするものでございます。

予算書2ページ及び3ページの第1表は、歳入歳出それぞれ379万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ7億1,010万9,000円と定めるものでございます。

内容につきましては予算説明書を御参照ください。

以上で補足説明を終わります。御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第94号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第20 第95号議案

日程第20. 第95号議案 平成24年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。石橋まちづくり部長

○石橋まちづくり部長〔登壇〕

第95号議案 平成24年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）について補足説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、交付金事業の内示の減に伴います事業費の減額と、平成23年度分の消費税申告に伴います消費税還付金などの増額をお願いするものでございます。

予算書2ページ及び3ページの第1表は、歳入歳出それぞれ1億6,398万4,000円を減額し、歳入歳出それぞれ4億832万1,000円と定めるものでございます。

次に、予算書4ページの第2表地方債の補正でございますが、事業費の減額に伴い、地方債の限度額を減額するものでございます。

内容につきましては予算説明書を御参照ください。

以上で補足説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第95号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第21 第96号議案

日程第21. 第96号議案 平成24年度武雄市戸別浄化槽事業特別会計補正予算（第1回）を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。石橋まちづくり部長

○石橋まちづくり部長〔登壇〕

第96号議案 平成24年度武雄市戸別浄化槽事業特別会計補正予算（第1回）について補足説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、平成23年度分の消費税申告に伴います消費税還付金の補正と、職員の異動等に伴う職員給与費の増額をお願いするものでございます。

予算書2ページ及び3ページの第1表は、歳入歳出それぞれ310万1,000円を増額し、歳入歳出それぞれ2億9,692万1,000円と定めるものでございます。

内容につきましては予算説明書を御参照ください。

以上で補足説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第96号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第22 第97号議案

日程第22. 第97号議案 平成24年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1回）を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。石橋まちづくり部長

○石橋まちづくり部長〔登壇〕

第97号議案 平成24年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1回）について補足説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、交付金事業の内示減に伴う国県の補助事業費の減による補正でございます。

予算書の2ページから3ページの第1表は、歳入歳出それぞれ1億114万1,000円を減額し、歳入歳出の総計をそれぞれ6億6,754万2,000円と定めるものでございます。

次に、4ページの第2表地方債補正でございますが、事業費の減額に伴い、限度額を減額するものであります。

内容につきましては予算説明書を御参照ください。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第97号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第23 第98号議案

日程第23. 第98号議案 平成24年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第2回）を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。森営業部長

○森営業部長〔登壇〕

第98号議案 平成24年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第2回）について補足説明を申し上げます。

予算書の2ページをごらんください。

今回の補正の主なものは、歳入にて平成23年度競輪事業の精算による繰越金が生じ、4款・繰越金3億5,916万8,000円を追加し、3ページ、歳出においては1款・競輪事務費で一般職員の異動に伴う人件費の補正160万9,000円の増額と、3款・予備費に3億5,755万9,000円を増額し、歳入歳出の総額を122億1,101万5,000円としております。

詳細については予算説明書をごらんください。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第98号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第24 第99号議案

日程第24. 第99号議案 平成24年度武雄市水道事業会計補正予算（第1回）を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。松尾水道部長

○松尾水道部長〔登壇〕

第99号議案 平成24年度武雄市水道事業会計補正予算（第1回）について補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第2条（収益的収入及び支出）におきまして、職員給与費の補正をお願いしております。人数に増減はありませんけれども、人の異動によりまして各費目ごとに増減がありましたので、給料、手当、法定福利費の合計額644万1,000円の減額をお願いするものでございます。

収入につきましては、給与費のうち、子ども手当について、一般会計からの繰り入れの基準によりまして43万4,000円の繰り入れをお願いするものです。

2ページですけれども、第3条、第4条につきましては、それぞれ給与費の増減によりまして補正をお願いするものであります。

各費目ごとの金額につきましては説明書のほうに記載をいたしております。御参照いただきたいと思っております。

以上、簡単でございますが、第99号議案の補足説明とさせていただきます。よろしく御審

議賜りますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第99号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第25 第100号議案

日程第25. 第100号議案 市営和田住宅建替2号棟建設工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。石橋まちづくり部長

○石橋まちづくり部長〔登壇〕

第100号議案 市営和田住宅建替2号棟建設工事請負契約の締結について補足説明を申し上げます。

本議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案書1ページをごらんいただきたいと思います。

この工事は、共同企業体による公募型指名競争とし、その代表者は建築一式工事A級以上、武雄市内に本店を有する者、構成員もA級以上で、武雄土木事務所管内に本店を有する者として公募を行いました。

その結果、参加資格の申請を行った8社、4つの建設企業体を指名し、11月22日に入札を行いまして、五光・橋口建設共同企業体が消費税を含め4億4,766万7,500円で落札され、平成24年11月29日付で仮契約を締結したものであります。

なお、落札率は94.94%でありました。

工期は、議決の日の翌日から平成26年1月31日となっております。

整備内容につきましては、鉄筋コンクリート5階建て、延べ床面積2,835平米、住戸数は50戸となります。

議案資料2ページ、3ページに各階の平面図、4ページから5ページに立面図、6ページに仮契約書を添付しておりますので、御参照ください。

以上、補足説明を終わります。どうぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第100号議案に対する質疑を開始いたします。7番宮本議員

○7番（宮本栄八君）〔登壇〕

和田住宅の2号棟というんですかね、第2棟目の平面図が示されておりますけれども、外觀的には1号棟と余り変わらないかなというふうに思いますけれども、このバルコニーとい

うですかね、4ページの図で見れば、バルコニーのところが軒と同じラインぐらいになっておりますので、打ち雨をしてバルコニー付近だけが黒く、劣化が早いというですかね、黒ずんでいて、雨がかって、収縮があつて、そちらのほうだけが先に傷むんじゃないかなという感じに思うんですけども、これをまた、そこだけを修理するということは、足場をずっと建ててせんといかんけんですよ。だから、ここで設計変更はできなくても、バルコニー部分に塗装をして水を防ぐようにしたほうがいいんじゃないかなというふうに思うんですけども、その辺のバルコニーの傷みについてが1点です。

もう1つ、駐車場が2台ついているかどうかは後でということだったんですけども、それについても。

○議長（杉原豊喜君）

請負契約についての議題ですので、その件の内容で進めてよかですか。石橋まちづくり部長

○石橋まちづくり部長

今2点の御質問ございました。

1つはバルコニーの扱いでございます。これにつきましては、予算等もありますので、検討をさせていただきたいと思っております。

それから、2点目の駐車場の件でございます。昨日の吉原議員さんの御質問の中でこの件がございまして、1戸につき1.5台ということで計算しております。したがって、78戸ありますので117台、それに身障者用ということで2台を用意しているところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第26 第101号議案

日程第26. 第101号議案 武雄小学校校舎・給食室改築工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。古賀教育部長

○古賀教育部長〔登壇〕

第101号議案 武雄小学校校舎・給食室改築工事請負契約の締結についてにつきまして補足説明を申し上げます。

議案書（その2）の2ページをごらんください。

本議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この契約は、特定建設工事共同企業体による公募型指名競争入札を11月22日に行い、4共同企業体が入札に参加し、松尾・本山建設共同企業体が6億4,155万円で落札、平成24年11月29日付で建設工事請負仮契約を締結したものであります。

工期は、議決の日の翌日から平成25年11月29日までといたしております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第101号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第27 第102号議案

日程第27. 第102号議案 財産の取得についてを議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。白濱教育部理事

○白濱教育部理事〔登壇〕

第102号議案 財産の取得について補足説明を申し上げます。

議案書の3ページでございます。

本議案は、史跡おつぼ山神籠石の整備活用のための土地取得について仮契約が調いましたので、武雄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

今回取得する土地は、2筆の面積4万8,627平方メートルでございます。

取得価格は2,141万3,284円。

取得の相手方は、4ページ、5ページの別紙のとおりでございますが、2筆同一で、21名の名義人に対して相続等により34名の方々と仮契約を結んでおります。

なお、議案資料の14ページ、15ページに位置図及び字図を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

議案第102号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第28 第103号議案

日程第28. 第103号議案 武雄市図書館・歴史資料館設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。古賀教育部長

○古賀教育部長〔登壇〕

第103号議案 武雄市図書館・歴史資料館設置条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

本議案は、図書館・歴史資料館の施設の配置について見直しを行いたく、関係条文を改正するものでございます。

見直しの内容について説明させていただきます。

議案資料の施設配置図をごらんください。

現在の施設は左側に記載のとおりでございます。

改正後の施設の名称等は右側に記載しており、現在の企画展示室とメディアホールにつきましては蘭学・企画展示室とし、蘭学の展示をこれまで以上に充実させたいと考えております。

また、現在の蘭学館につきましては図書館のスペースとして位置づけ、さきの一般質問の折に市長より答弁させていただきましたとおり、市民の皆様の期待が大きい映像、音楽のコーナーとして生まれ変わることとなります。

それでは、改正する条文につきまして新旧対照表により御説明いたします。

第4条で施設について規定いたしており、改正案では図書館・歴史資料館の施設を大きく3つに分け、図書館、歴史資料館及びその他の附属施設とし、歴史資料館の内訳として蘭学・企画展示室、特別収蔵庫及び一般収蔵庫という3つの施設を規定するものであります。

以上の改正に伴い、条文等の整備が必要となる第6条及び第9条の一部を改正するとともに、別表の全部を改正するものでございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第103号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。24番谷口議員

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

お尋ねいたします。

蘭学館はどういうことになるんですかね。結局、ここに蘭学・企画展示室というふうに統合して書いてありますけれども、實際上、蘭学館そのものの名前は残っても、蘭学館、「名は体をあらわす」と昔から言うてあるわけですよ。

〔市長「違います」〕

あなたに聞いていないんですよ。そういうことからして、本当に図書館、蘭学館、前から

取り上げておるように、ここをつくる時だって、蘭学館そのものが武雄の歴史、あるいは日本の近代化のためにどう役立ったかという非常に大きな意義を持つ一つの、いわば名は体をあらわす、そういう施設なんです。それを、名称をあえて縮小して蘭学・企画展示室なんて、そういう形にするよりも、何で蘭学館じゃいかんのですか。名称を変えて、そういうふうな問題があるということですね。なぜそういうことなんです。蘭学館というのはなくなって名前が変わるんですか。もう一度、説明してほしいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

○古賀教育部長〔登壇〕

先ほど、補足説明で御説明を申し上げたとおりでございますけれども、改めて申し上げますと、蘭学の展示につきましては、これまで以上に充実したものにしていきたいということで考えておまして、現在の蘭学館の広さにつきましては252平方メートルになっております。今度、蘭学・企画展示室につきましては305平米ということになりまして、50平米を超える広さが大きくなるということになっておりますので、これにつきましては、蘭学について充実した展示内容になるというふうに考えておりますので、御期待をいただきたいというふうに思います。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

重ねて申し上げますと、もともとこの条例がぼろ条例だったんですよ。要は、図書館・歴史資料館といいながら、その機能配分というのが条例でなされていないということでしたので、今般、改めて図書館ということと、第4条第2項に歴史資料館というカテゴリーをつけました。

したがって、我々が歴史資料を明らかにやっぱりちゃんと保存をし、展示をするという意識のあらわれだと思っておりますので、議員の御批判は全くナンセンスだということを申し添えたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

24番谷口議員

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

市長の答弁と思えんですね、私が思うのは、これは私、市長と論議をしているわけじゃなくて、何で蘭学館という、いわゆる歴史資料館を——武雄の歴史資料館ですよ、象徴する名称をなくしてやるかということを知っているわけですから、ナンセンスとか、論議とか、おかしい話ですもん。あなたが私を批判することは何もないんですよ。知っているわけですから。

○議長（杉原豊喜君）

個人的なやりとりはちょっと控えてください。

〔24番「やりとりじゃないでしょうが。そんなら市長に言いなさいよ」〕

お互いに言っていますよ、2人に。

○24番（谷口攝久君）（続）

私、そう思うんです。

それからもう1つ、私は議会のルールに従って、背広を着て正式にきちっと質問していますよ。議会の規定で、12月1日からはきちんとするという事になっているわけですよ。もうこの間から非常に不愉快でしたけれどもね。ですけども、あえて言うんですけど、私に答弁するなら、きちんとして答弁してくださいよ。まあ、そこはいいです。後のこと。

あえて言うのは、結局、実際上の問題として平米数はふえる。これはもともと、もっと広いところはあるんですよ。あったんです。継続しているわけですから、蘭学館、歴史資料館の中に続けてあっているわけですから、歴史資料を代表するような表現が蘭学館なんですよ。歴史とか文化をね、もっとそういう、今までの経過を考えて、蘭学館という言葉がそういう格好の中でなくすということ自体が何かおかしい感じに私は受けざるを得ないですよ。だけど、あえてあなたたちは50平米ふえるとか、もともと、もっと多かったですよ。何であそこを、何かほかのものに使うためにあえて変更して、ほかの部屋と集合してするというふうな形になるのかですね。

実際に、ここ何日間の新聞等を見ていまして、本当に理解に苦しむようなことがありますけれども、いずれにしても、私が聞いているのは、何で蘭学館の名称を変えなくちゃいかんのかと。変更することによって、蘭学館とか、そういうものがなくなる、愛称化されてしまうという気がしますので、あえてそれは堂々と胸張ってやらにゃいかんですよ。種痘にしても、天文にしても、文化にしても、歴史にしても、大砲にしても、本当に大きな蘭学館という形の中で歴史が構成されているということ象徴する名称まで変更するような格好というのはおかしいじゃないかと、私そう思いますけれども、どういう考え方でそういうふうな名称になったのか、もう一遍聞きたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

○古賀教育部長〔登壇〕

武雄市の図書館・歴史資料館につきましては、もともと図書館と歴史資料館が融合した複合の施設でございます。そういった施設であるというのは皆さん御存じのとおりなんですけれども、実は市長から話がございましたとおり、第4条で施設の名称として規定いたしますのは、まず図書館があって、次に歴史資料館が来るべきなんです、それが来ていなかったということでございますので、今回は、図書館と歴史資料館があって、その他の附属施設も

ございますけれども、そのところをきちんと規定させていただいたということでございます。

それから、さらに言えば、蘭学についてはこの歴史資料館においてきちんと展示をしていますという趣旨を込めて、思いを込めて蘭学・企画展示室というふうに規定を今度いたすというふうに提案いたしておるわけでございます。面積について申されました。確かに、現在は252平米という蘭学館のスペースがございますけれども、これを今回は蘭学・企画展示室として、従来の企画展示室及びメディアホールを使って、さらに充実させた展示を行いたいということで考えているわけですので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（杉原豊喜君）

24番谷口議員

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

大体、担当課自体がですね、もともとこれは本来は歴史資料館・図書館なんです。だけど、図書館を少しでも広く建て直すということでああいう形になったという、つくったときの経過は御存じでしょうか。（発言する者あり）まあ、討論をあなたにする気はないですからね。

しかし、この問題については、私は名称をこういう格好の中で、あえて今の蘭学館を何かこう、わけわからんとは言いません。そういうふうにやっていくとかなんとか、そういうことに使うと。何か最初発表されたのと同じような格好にしかならんじゃないですか。

しかも、何日か前に、10日前に変更したとかっていう話をお聞きしましたけれども、漏れ承りましたけれどもですね。もっとこういうものについては、きちっとした形でせんと、やはり歴史をつくってきた人たちの、一生懸命頑張ってきたそのものを、そういう格好の中で、名前をむしろ、あなたがおっしゃることじゃないんですよ。私が言うのはね……

〔市長「しなさいよ、質問を」〕

それが質問なんですよ。

〔市長「どこが質問か」〕

○議長（杉原豊喜君）

意見ではなくして、質問をお願いしたいと思います。

○24番（谷口攝久君）（続）

意見は討論でしますよ。

○議長（杉原豊喜君）

質問を。

○24番（谷口攝久君）（続）

いや、討論のときしますよって言うているわけですよ。わかりますか。

○議長（杉原豊喜君）

いいです、はい。

○24番（谷口攝久君）（続）

というのは、どういう……

〔21番「議長経験者から崩していかんでよ」〕

あなた、議長経験者もそういう言い方しなさんな。あえて私は言う。だから、あえてそういう……

〔21番「いつも壊しているじゃないか」〕（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

静かに。静かにしてください。

○24番（谷口攝久君）（続）

おまえが何ね。まあ、いいです。私が申し上げたいのはですね……（発言する者あり）

私が申し上げるのは、この問題については、議案としてはきょう出たわけですから、きょうしか聞けませんので、あえて聞いているわけです。だから、もう一度お答えいただきたいと思います。

〔市長「何が答弁か」〕

今のところ、何回も私は頭に入れたんです。

○議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

〔24番「いや、教育長でいいですよ」〕

〔市長「答えるに値せん」〕

○古賀教育部長〔登壇〕

今回の図書館・歴史資料館の設置条例の一部改正につきましては、冒頭で補足説明のところで趣旨について御説明させていただきました。

改めて申し上げますとですね……

〔市長「いや、申し上げんでよかさ。先ほどと同じでよかさ」〕

先ほど申し上げたとおりでございますので、御理解いただきたいと思います。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

静かに。26番江原議員

○26番（江原一雄君）〔登壇〕

きょう、この議案が、条例改正が提案されました。本当にびっくりしますけど、教育長にお尋ねしたいと思います。

この問題、蘭学館に、いわゆる手を入れるという件につきまして、さきの一般質問でこの議場で質疑が交わされました。それを受けて市長は、年明けて1月に臨時議会を開いて、この件について提案したいということを答弁されておりました。（発言する者あり）

今回、こういう形で提案されました。正直、この間いろいろ市政の問題で臨時議会等が開かれてきましたが、その臨時議会はやめて、きょう提案されたわけですが、教育委員会として、この件、蘭学館に手を入れることについて、教育委員会の中でどういう議論をされてきたのか、まずお尋ねしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

○古賀教育部長〔登壇〕

教育委員会では図書館のあり方につきまして協議を重ねてきたわけですが、このたびの条例議案の提出に関しましては、一昨日、12日に臨時の教育委員会を開催いたしまして決定をいただいたということでございます。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

谷口議員の質問よりまじだと思っています。江原議員の御質問は、するどいところがやっぱりあって、先ほどの臨時議会ということは最初に確かに申し上げました。しかし、中でいろいろ話をしていて、あと答弁で、私は早ければ追加議案ということも申し上げております。それは江原議員さんが聞いてくれなかったことだと——いつものことですが、そのように感じております。

なぜこれを急いだかといいますと、なるべく早く議員の皆さんたちに御審議を賜ろうということでもあります。ですので、私たちは議会第一主義でありますので、これは市民の意見を聞いていないというわけじゃなくて、あくまでも我々は、吉川議員の質問の際にこういうふうにしたいということ、そして、これを今般、条例を改正しないとこれは進めることができませんので、議会のお声、お気持ちを聞きたく思いまして、この議会に追加議案として提出をした次第であります。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。26番江原議員

○26番（江原一雄君）〔登壇〕

臨時教育委員会が11日決定とおっしゃいましたか。（「12」と呼ぶ者あり）12。きょう14日ですよ。

教育長にお尋ねしますけど、12日に提案して、12日に承認されたということでもいいんですか。どんな議論をされたのか、教育長、御答弁をお願いします。

○議長（杉原豊喜君）

浦郷教育長

○浦郷教育長〔登壇〕

部長が答弁いたしました12日というのは、最終的に教育委員会としての話し合いをしたわけではありますが、この蘭学館については、その前の週にもかなり時間を費やしまして、勉強会の形で教育委員会の委員の皆さんと協議をしたところでございます。

お話にありますように、市民の皆さんの思い、それから、これまでの経緯を踏まえて、慎重にいろんな意見を交えて、より市民の皆さんのお役に立てる館としてできるのではないかと多くの期待も込めて話し合いがなされたところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

26番江原議員

○26番（江原一雄君）〔登壇〕

私、教育委員会の進め方、私は教育委員会としての、やっぱり時間をとった検討をするべきだと。それは図書館、あるいは文化施設、こういうのはやっぱり、現在の武雄の図書館・歴史資料館は平成12年に建設して、12年間さまざまな形で運営をされてきたわけです。やっぱり皆さん質問の中でも言われているように、文化のセンターであり、心修養、あるいは人の人生を1冊の本が変える、そういう文化の施設として本当に重い、内面の心を育てる……（「質疑ばせんか、質疑ば」と呼ぶ者あり）また、心を育てる場所だと思うんです。

そういう中で、教育委員会として、私は本当にそういう思いが伝わってこないんですよ、きょう提案されましたけど。

〔市長「質問しろよ」〕

ですから、今市長、汚いやじを飛ばします。（発言する者あり）ぼろ条例だとか……

○議長（杉原豊喜君）

静かに。質問をしてください、質問を。

〔21番「ベテランがそがんことして」〕

○26番（江原一雄君）（続）

あるいは、いつも壊しているじゃないかと、前議長は顔を赤らめてやじっておられますけれども……（「顔は赤うなか」と呼ぶ者あり）

○議長（杉原豊喜君）

静かに、静かに。

○26番（江原一雄君）（続）

こんな批判は、私は本当にこちらが言いたいぐらいな全くナンセンスだと。

そういう意味では、教育委員会として、もっと時間をかけて市民の心に息吹くような形の図書館・歴史資料館の事業を進めるべきじゃないでしょうか。私は教育長に本当、私の思いを伝えたいと思いますけれども……（「思いやなかやろ、質問やろもん」と呼ぶ者あり）質問しているじゃないですか。（「何が質問か」と呼ぶ者あり）私は今回、教育委員会が12月12日に臨時教育委員会を開いて決定して、きょう提案をされました。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

江原議員さん……

○26番（江原一雄君）（続）

こういう拙速的ですね……

○議長（杉原豊喜君）

江原議員さん、ちょっとやめてください。

○26番（江原一雄君）（続）

いや、だから、教育長に聞いているんですから。（「聞いとらん」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

何でみんなが、ほかの議員さんがみんな、あなたにそういうこと言われるかというのは、あなたの質問がなっていないからですよ。条例改正に対して、あなたのいろんなあれを質問してくださいよ。あなたは自分の思いを言っているじゃないですか。

○26番（江原一雄君）（続）

議長、私は教育委員会の……（「質問ばせじいにゃ、質問ば」と呼ぶ者あり）何を……

冷静にきなさい。（「討論じゃなかとやっけん、質問ばせじいにゃ」と呼ぶ者あり）冷静にきなさい。

○議長（杉原豊喜君）

静かに。質問をしてください、質問を。（発言する者あり）

質問をしてください、質問を続けて。条例改正に対する質問を続けてください。

○26番（江原一雄君）（続）

私は、今回の件も教育長にお尋ねしているのは、そういう文化の殿堂に手を入れるというこの行為に対して、本当に教育委員会としてもっと時間をかけて、市民にやっぱり返しながら決定する、そういうシステムでないと本当に市民の心がばらばらになると思いますよ。いかがですか、教育長。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

○古賀教育部長〔登壇〕

この条例につきましては、市長が議会に提出をいたしておるわけで、その前に教育委員会として合意をしているということをお先ほど申し上げたわけでございます。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。7番宮本議員

○7番（宮本栄八君）〔登壇〕

今度、蘭学館のところはCD、DVDとかになるということですがけれども、もともと今あ

るCD、DVDとか、ビデオとかありますけれども、それは無料なんですけれども、有料の部分もあるような感じになるわけで、ここは有料の部分が行くのか、それとも全てがそっちに行ってしまうのかという点と、もう1つは、蘭学館の企画展示室に蘭学の品物が来ると。すると、そこでまた充実して企画展示の新たな分をします。その残った部分が、今、陶芸家とかなんとなか、画家とかが展示をしているギャラリーみたいになると。その部分は、この図で見れば一般収蔵庫の上の四角の部分になるんですかね。そこをお尋ねします。

○議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

○古賀教育部長〔登壇〕

現在も、CD、DVDにつきましては図書館のコーナーを設けておりますけれども、わずかでございます。これにつきましても残すという方向で検討を加えておりますし、先ほど言われました現在の蘭学館でCD、DVDのコーナーということになりますと、ここは有料のコーナーになるということでございます。

それから、現在の企画展示室、それからメディアホールを使った展示のあり方についてでございますけれども、これにつきましては、現在、市民の皆さんに公募して展示をいただいております。別に企画展示もやっているというふうなことでございますので、蘭学を中心にしながら、こういったものも組み合わせながら展示を行っていきたいというふうに考えております。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

非常によい質問だと思います。もう谷口議員、江原議員とは比較にならないいい質問だと思うんですが、確かに宮本議員さんの御指摘はそのとおりで、図書館に置くCD、DVD、特にDVDなんですけれども、先ほど教育部長からあったように、これについては図書館の図書館法に定めてある資料を補完するものとして置きたい。具体的に言えば、例えばナショナルジオグラフィックのものであるとか、あるいはBBC、プラネットアースのものであるとか、そういった、今度のCDとかDVDに置くものとはちょっと意を異にするというものについて基本的に置くことになる。これは当然、図書館法の枠内で無償で貸し出すということになる。

CDなんですけど、宮本議員はごらんになったことないと思いますけど、今置かれているものがほとんど、何でこれが置いてあるのかというものばかりなんですよ。それは予算の関係で置けなかったということはあるんですけど、このCDについてはちょっと整理をさせてください。例えばクラシック、今置いてありますけど、何でこれが置いてあるのかなというのがほとんどなんですよ。ですので、これは有料の部分と無料の部分ということについては、

より図書館に置くべきものについて、そちらに置くということで、ぜひ理解を——無理だと思えますけど、してほしいというふうに思っております。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕

高度な質問の中で、ちょっと恥ずかしい質問ですけれども、質問じゃない、質疑なんですよ。きょうは質疑でしょう。

○議長（杉原豊喜君）

はい。

○23番（黒岩幸生君）（続）

盛んに質問て言いよるけんね、議長はね。誰でん質問しよらすが、質疑ですよ。疑をただすことでしょう。違いますか。

○議長（杉原豊喜君）

はい。

○23番（黒岩幸生君）（続）

質疑をさせていただきますね、誰でもね。

恐らく初歩的なことでしょう、第4条には新旧を比べてありますけれども、現行では図書館・歴史資料館となつとるでしょう。こっちが現行やろう——ちょっと眼鏡忘れたけん困つとつとばってんが。改正も一緒ですよ。その下に図書館、蘭学館と書いてあるですね、現行。

しかし、今回は条例どおり、条文のとおりね——条文のとおりだと思ふんですよ、図書館・歴史資料館というのは。意味が違ふと横は言いよつとばってんね、この人たちは中身を言いよんさっだけでしょう、配置の。きょうは条例なんですよ。

○議長（杉原豊喜君）

そうです。

○23番（黒岩幸生君）（続）

この条例を変えることによって、どう変わっていくかということですが、本来の姿じゃないですか、この改正するのが。条文のとおり変えよるんでしょ。これまで、私、蘭学館はよくわからないんですけど、例えばこれを拡大解釈して利用されていたのであれば、それがおかしいんですよ。まず、条例整備なんです。現行を見たらわかりますように、ずっと蘭学館のことを書いてありますよね、今度改正するやつは。しかし、現行では、ないんですよ。そういうのも論議されたんですか。

条例改正の段階において、条例によって物事は動いていきますけど、いろんな動き方が先にあって、条例が後のほうから聞いたような考えですけど、私、ちゃんとした条例整備

だと思っんですよ、これは。条例で見る限りね。もしこの条例をつくることによって、どこか主張があるとすれば、今までの条例の解釈が間違っていたということになりますよね。

それは、もう一回言います。第4条に書いてあるのを、条例項目を書いていきますからね。そうでしょう。悪く言えば、条例に載っていないのが入っているのと一緒に、現行はね。そういう読み方をすれば。だから、条例としては、より正常なほうに持ってきたと思っんですね。これによって蘭学館に何か迷惑かけよることがあるんですか。

○議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

○古賀教育部長〔登壇〕

私どもとしては、もともとこの図書館・歴史資料館という施設の名称を規定するに際しまして、当初から歴史資料館というのを規定していなかったということにつきましては、おわびを申し上げなければならないというふうに思います。

今回、図書館・歴史資料館の施設として、きちんと図書館、それから歴史資料館を規定するというので、本来の条例に戻ったというふうに御理解をいただきたいというふうに思います。

さらに、歴史資料館について言えば、蘭学・企画展示室という施設、それから、これまでもあったわけですが、非常に重要な施設として、特別収蔵庫、それから一般収蔵庫があったわけですが、これらについては、その他の附属施設というくくりの中に入っていたというふうに思いますが、これをきちんと図書館・歴史資料館の中にある特別収蔵庫、それから一般収蔵庫として規定することによって、武雄市がこういった文化財等をきちんと保管し、管理していくんだという姿勢をこの中に込めているというふうに御理解いただければ、本来の条例のあり方に戻ったというふうに思うわけですので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕

より市民に開かれたようにつくっていく条例だということでもいいですね。そのための条例整備だということでもいいですか。——はい、わかりました。

○議長（杉原豊喜君）

7番宮本議員

○7番（宮本栄八君）〔登壇〕

以前は蘭学館と図書館・歴史資料館自体の営業時間というですかね、違っていたわけなんですよね。5時に閉まっていたと思っんですけれども、今度、蘭学館的なものというですかね、以前の部分というですかね、その閉館時間みたいなやつは、一緒になっているから、

そういうふうに分けてできないのか、それとも常設の部分は5時で閉めるのか、その辺がちょっとここで不明のような感じがしますけれども。

○議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

○古賀教育部長〔登壇〕

新しくなりましたが、図書館と歴史資料館につきましては武雄市の図書館・歴史資料館ということでございますので、これにつきましては一緒の取り扱いということで考えてまいりたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

答弁を修正します。

これはまだ市民の意見をよく聞きたいと思います。ですので、例えば図書館のところが21時に閉まりますよね。21時に閉まって、こっちの蘭学館が別の空調になっていますので、そこから、例えば映画を見たいとか、モニターもつけますので、そうであるとするならば、別にこっちの図書館に従う必要はないと思っています。

そして、あそこの企画展示室が今5時に閉まるわけですよ。それを、21時までそこをあけとくかということに関して言うと、それもやっぱりどれだけ人が来るかと。今までの、旧来の蘭学館みたいに誰もいないとかっていうんだと、かえって空調費を、これは市民の皆さんたちの税金ですからね、そこは考えていきたいと思っています。

ですので、原則は図書館は朝9時から夜9時までと。それに、今度の蘭学・企画展示室、それと蘭学館というのは、そこに全く合わせる必要はないだろうと。しかし、これは我々がいたずらに決めるのではなくて、それこそ、やっぱり市民の皆さんたちの意見を聞いて、これは条例マターじゃありませんので、そこは考えていきたいと思って——条例マターだっけ、ああ、違いますよね、条例マターじゃありませんので、市民の皆さんたちの意見を真摯に聞いてまいりたいと思っています。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第29 第104号議案

日程第29. 第104号議案 平成24年度武雄市一般会計補正予算（第10回）を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

第104号議案 平成24年度武雄市一般会計補正予算（第10回）について補足説明を申し上げます。

今回の補正予算は、国の経済対策として早急に対応が必要となったものについて所要の額の追加をお願いいたしております。

補正予算書1ページをごらんください。

第1条の（歳入歳出予算の補正）では、歳入歳出の総額にそれぞれ5億1,159万1,000円を追加し、補正後の総額をそれぞれ240億5,965万6,000円とするものであります。

第2条の（地方債の補正）では、4ページの第2表地方債補正のとおり、山内東小学校外2校の給食室整備事業費の追加及び5ページの武雄中学校管理棟大規模改造事業費の変更に伴う借入限度額の変更をお願いいたしております。

それでは、今回の補正の主な内容について補正予算説明書の中で説明させていただきます。

(5)ページをごらんください。

10款. 教育費、3項. 小学校費では、山内学校給食センターの老朽化に伴い、山内東小学校、山内西小学校の給食運営方式を自校方式に変更するための経費をお願いいたしております。

4項. 中学校費では、武雄中学校管理棟の大規模改造、山内中学校の給食運営方式の変更に要する経費をお願いいたしております。

以上、歳出について御説明申し上げましたが、これを賄う財源として国庫支出金8,579万1,000円、繰入金8,000万円、市債3億4,580万円を計上いたしております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第104号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第30 報告第10号

日程第30. 報告第10号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

報告第10号 専決処分の報告について補足説明を申し上げます。

議案書8ページをごらんください。

これは、嘱託職員が起こしました交通事故の損害賠償について、市長の専決処分事項の指

定に関する条例の規定により、平成24年10月11日付で専決処分をさせていただきましたので、御報告申し上げるものでございます。

事故の概要でございますが、平成24年8月16日午後3時30分ごろ、市税の徴収先に行く際、当方職員及び相手方、双方の注意不足のため、公用車と相手方軽自動車とが接触し、相手方前方バンパーを破損させたものでございます。

事故の過失割合は、当方職員が2割、相手方が8割で、損害賠償の相手方は、長崎県東彼杵郡東彼杵町三根郷75番地5、浦慶介氏。額につきましては2万6,853円です。

職員が基本的な注意を怠り事故が発生しましたことに対し、深くおわびを申し上げます。

なお、関係職員につきましては厳重に注意し、再発防止に努めるよう強く指導したところでございます。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（杉原豊喜君）

報告第10号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

報告第10号は法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第31 報告第11号

日程第31. 報告第11号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者から補足説明を求めます。角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

報告第11号 専決処分の報告について補足説明を申し上げます。

議案書9ページをごらんください。

職員が起こしました交通事故の損害賠償について、市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定により、平成24年11月8日付で専決処分をいたしましたので、御報告申し上げます。

事故の概要ですが、平成24年9月27日午後2時20分ごろ、公用車で市内金融機関の駐車場からバックで道路に出ようとした際、後方確認が十分でなかったため、同駐車場に入ろうと停車していた相手方普通乗用車と接触し、右後方ドア部分を破損させたものでございます。

事故の過失割合は、当方職員が10割で、損害賠償の相手方は、武雄市橘町大字片白9249番地1、福田美雪氏。額につきましては19万9,232円でございます。

これにつきましても職員の不注意による事故でございます。職員が基本的な注意を怠り事故が発生しましたことに対し、深くおわびを申し上げます。

なお、関係職員につきましては厳重に注意し、再発防止に努めるよう強く指導したところでございます。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（杉原豊喜君）

報告第11号に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

報告第11号は法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第32 報告第12号

日程第32. 報告第12号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

報告第12号 専決処分の報告について補足説明を申し上げます。

12月3日提出の議案書（その2）の6ページをごらんください。

臨時職員が起こしました交通事故の損害賠償について、市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定により、平成24年11月28日付で専決処分をいたしましたので、御報告を申し上げます。

事故の概要ですが、平成24年2月16日午後4時15分ごろ、同職員が白岩運動公園周辺の除草作業のため体育館駐車場に右折をしようとした際、郵便配達自動二輪車と接触し、相手方が転倒し、左肘に打撲負傷を負わせたもので、これにかかる治療費、慰謝料、通院交通費として5万998円を賠償したものでございます。

職員の不注意による事故でございますが、職員が基本的な注意を怠り事故を発生しましたことに対し、深くおわび申し上げます。

なお、関係職員につきましては厳重に注意し、再発防止に努めるよう強く指導したところでございます。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（杉原豊喜君）

報告第12号に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

報告第12号は法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第33 請願第3号

日程第33. 請願第3号 集中豪雨で部分的に冠水する市道の改良工事請願書を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。22番松尾初秋議員

○22番（松尾初秋君）〔登壇〕

お疲れのところでございますけれども、しばしおつき合いたいと思います。

集中豪雨で部分的に冠水する市道の改良工事請願書につきまして、紹介議員の立場から趣旨説明をいたします。

近年、ゲリラ豪雨と呼ばれる突発的、局地的な集中豪雨がたびたび発生しております。

請願者は、今年7月、集中豪雨により冠水した永島地区の市道上で自家用車の浸水被害に遭われております。市内においては、こうした道路冠水が複数箇所発生しているものと聞き及んでおります。

請願者は長崎県波佐見町の在住の方でございますが、地元の住民も当然脅威にさらされている状況下にあるわけでございますので、改善に努められていただきたいと切にお願いを申し上げます。

請願書本文は、議員各位のお手元に配付されておりますので、御確認をいただきたいと思っております。

請願項目につきましては、集中豪雨で部分的に冠水する市道の改良工事、上記冠水時の市道の瑕疵に起因する損害について円満に解決することです。

以上、説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

紹介議員に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れさまでした。

散 会 11時47分